

石巻赤十字病院からのお知らせ

時間外の特別料金（時間外選定療養費）の導入について

石巻赤十字病院救命救急センターは、緊急性の高い重症患者を24時間体制で受け入れております。本年10月からは救命救急センターの新棟移設及びセンター専用病床の増床により三次救急体制の一層の充実を計画しております。

しかしながら、夜間・休日の救急外来では必ずしも緊急治療の必要がない患者さんの受診も多く、本来担うべき入院治療が必要な緊急・重症な患者さんの診療に支障をきたし、大変苦慮しております。（平成26年度の休日夜間受診患者数は宮城県内で唯一2万人を超えており、ダントツに多い状況です。）

このため、当院では平成27年10月1日午後5時から夜間・休日に受診を希望される方には、診療費に加えて時間外の特別料金として2,700円（税込）をご負担いただくことといたしました。

◇対象時間 平日は午後5時から翌午前8時30分。土曜、日曜、祝祭日、年末年始（12月29日～1月3日）、創立記念日（5月1日）は終日。

※なお、次のように時間外の特別料金の対象とならない場合もあります。

- ・当院で診療継続中の傷病の症状悪化によって受診する場合
- ・当院の医師から救急外来受診を指示されている場合
- ・他院から救急外来受診のための紹介状を持参した場合
- ・中学生以下の方が受診する場合
- ・労災による傷病で緊急の処置や対応が必要な場合
- ・交通事故や喧嘩等の第三者行為による傷病で、緊急の処置や対応が必要な場合
- ・診察の結果、重症で入院または転院となった場合

今回の特別料金導入については、患者さんはできる限り時間内にかかりつけ医を受診することを心掛けていただき、一刻を争う緊急・重症な患者さんは救命救急センターで集中的に診療できる体制づくりを目的としたやむを得ない措置ですので、ご理解とご協力をお願いします。

なお、風邪などの軽い症状や自分で歩ける方が時間外に受診を希望される場合は、石巻市夜間急患センターや休日当番医を受診いただくようご協力をお願いします。

問い合わせ 石巻赤十字病院 救急課 ☎0225-21-7220（代表）

町内における空間放射線量測定情報

■空間放射線量

単位：マイクロシーベルト/時、地表からの高さ50センチメートルにて測定、測定日：7月1日（水）から7月6日（月）

測定地点	測定値	測定地点	測定値
役場庁舎	0.048	志津川中学校	0.056
志津川小学校	0.068	歌津中学校	0.053
入谷小学校	0.057	志津川保育所	0.081
伊里前小学校	0.060	伊里前保育所	0.062
名足小学校	0.069	名足保育園	0.052

現在、環境省が定めた除染のガイドラインとして、1時間当たり0.23マイクロシーベルト以上（年間1ミリシーベルト以上）の放射線量が計測された場合は除染措置を行うことが定められておりますが、上記の表のとおり町内に該当する場所はありません。

問い合わせ 環境対策課環境政策係 ☎46-5528

南三陸消防署からのお知らせ

大雨や台風に備えましょう

近年、局地的に短時間で多量の雨が降る「集中豪雨」が増え各地で甚大な被害を受けています。

7月から10月までは台風が多く発生しやすい時期となりますので、雨だけでなく、台風にも注意するようにしましょう。またこれらの発生に伴い起こる災害にも気を付ける必要があります。

『災害への備え』

- ・窓や雨戸の補強を行う。
- ・台風や大雨などの気象情報を確認しておく。
- ・側溝や排水溝の掃除を行い、水はけを良くしておく。
- ・風で飛ばされそうなものは固定したり、屋内に入れる。
- ・非常持出品の準備や地域の避難場所を確認しておく。
- ・崩れやすい土手や氾濫のおそれのある川などには近づかない。

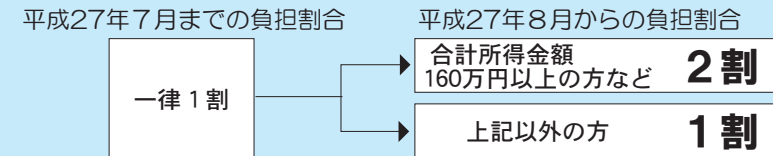


問い合わせ 南三陸消防署 ☎46-2677 南三陸消防署歌津出張所 ☎36-2222

介護保険制度が変わります

平成27年8月から変更になる介護保険制度の内容

①一定所得以上の方は介護保険サービスを利用するときの自己負担が2割になります。自己負担が2割となるのは、本人の合計所得金額が年間160万円以上で、同一世帯の「年金収入等とその他の合計所得金額」が単身で280万円以上、2人以上世帯で346万円以上となる方。



②高額介護サービス費の一部の上限額が引き上げされます。

同じ月の介護サービスの利用者負担（1割または2割）の合計が高額になり、決められた限度額を超えた分が「高額介護サービス費」として後から払い戻しを受けられます。そのうち、医療保険制度における現役並み所得者に相当する方は、高額介護サービス費の自己負担の限度額が、37,200円（月額）から44,000円（月額）に引き上げられます。

平成27年7月までの限度額		平成27年8月からの限度額	
一般	37,200円（世帯）	現役並み所得相当	44,400円（世帯）
住民税非課税世帯等	24,600円（世帯）	一般	37,200円（世帯）
年金収入80万円以下等	15,000円（個人）		
生活保護受給者等	15,000円（世帯）（個人）		据え置き

※現役並み所得者相当の方 同一世帯内に課税所得145万円以上の第1号被保険者がいて、世帯収入が単身で383万円以上、2人以上で520万円以上の方。但し、前記金額未満の場合は「市町村民税課税世帯の方」と同様の限度額になります。この場合、該当する方からの申請が必要となり、申請が無い場合、限度額は44,000円のままとなりますのでご注意ください。申請により対象者と認定された方については、申請のあった月の翌月初日から限度額37,200円が適用されます。

③低所得の施設利用者の食費・居住費への補助の要件が変更されます。

施設サービスの居住費と食費は、所得の低い方に対しては自己負担の上限額が設けられており、これを超えた分は「特定入所者介護サービス費」として、介護保険から施設等に支払われます。平成27年8月からは、その対象者となる条件が変更されます。

なお、認定に申請が必要な点は変わりありません。（現在）特別養護老人ホーム、介護老人保健施設などの入所者、ショートステイの利用者で、低所得の方に食費・居住費の自己負担額の一部を補助しています。特別養護老人ホームへ入所する際、本人が施設の住所に住民登録を移し、配偶者と世帯分離した場合、入所した本人が非課税であれば、補助対象となります。（改正後）

所得が低くても預貯金が一額以上ある場合は、補助対象から外れます。特別養護老人ホームへ入所にあたり、世帯分離した配偶者が課税されている場合、補助対象から外れます。◇預貯金等が単身1000万円超、夫婦2000万円超の場合（不正があった場合には、加算金を含め、最大3倍の額を返還することになります）◇世帯分離している（住民票上世帯が異なる）配偶者が課税されている。 ※上記の2つのうちいずれかを満たす方は、低所得者として認められません。

④70歳未満の方の高額医療・高額介護合算療養費制度の限度額が変更されます。

70歳未満の方の医療と介護の自己負担合算後の限度額（年額）		平成27年8月からの限度額	
平成26年7月までの限度額		901万円超	212万円（176万円）
上位所得者	126万円	600～901万円以下	141万円（135万円）
一般		210～600万円以下	67万円（67万円）
	67万円	210万円以下	60万円（63万円）
住民税非課税世帯	34万円	住民税非課税世帯	据え置き

※平成26年8月～平成27年7月の限度額は、経過措置として、カッコ内の金額となります。

問い合わせ 保健福祉課高齢者福祉係 ☎46-2601